

創業や事業承継を 応援します

～ 天塩町創業・事業承継支援補助金のお知らせ ～

天塩町では、創業（第二創業）又は会社や商店を他者に承継する際に発生する経費の一部を補助する制度を設けました。

町内で創業等をお考えの方は、担当係までご相談下さい。

概要

創業（第二創業を含む）及び事業継承する町内の個人及び法人等に対し、対象経費の一部を補助する。
（令和4年4月1日以後の場合に適用されます。令和8年度まで）

補助

対象経費の2分の1（上限300万円）

対象経費

<認められる経費 例 >

- ・ 創業等に必要官公庁への申請書類作成等に係わる経費
- ・ 開店準備期間の店舗賃貸料
- ・ 開店に伴う店舗の改装経費
- ・ 前事業者使用の機器類を継続して使用する場合の整備経費
- ・ 前事業者使用の不要機器類を処分する場合の経費
- ・ 事業に必要な機器類の購入経費
- ・ 土地、家屋等不動産の購入にかかる経費 など



※基本的に事業開始後にかかる営業経費は対象外です。

その他

フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を創業する場合、町税等公課の滞納者などは補助対象事業者とはなりません。